

旧	新
<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 平成 14 年 1 月 25 日 一部改正 平成 14 年 2 月 20 日 一部改正 平成 14 年 3 月 19 日 一部改正 平成 14 年 9 月 11 日 一部改正 平成 14 年 11 月 14 日 一部改正 平成 15 年 3 月 14 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日 一部改正 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正</p> <p>第 1 条～第 16 条 (略)</p> <p>(保守契約)</p> <p>第 17 条 外国にある設備の保守(建設、設置又は改修予定の設備の建設、設置又は改修後の保守を含む。)を目的とする契約であって、当該契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃料の決済及び当該契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済の全部又は一部が不可分なもの(以下「保守契約」という。)について、保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険</p> <p>イ 保険契約の申込時に船積期限及び船積金額が確定している輸出貨物等については、当該船積期限及び船積金額に基づいて保険契約を締結する。ただし、被保険者が契約の義務の</p>	<p style="text-align: center;">貿易一般保険運用規程</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034 沿革 平成 14 年 1 月 25 日 一部改正 平成 14 年 2 月 20 日 一部改正 平成 14 年 3 月 19 日 一部改正 平成 14 年 9 月 11 日 一部改正 平成 14 年 11 月 14 日 一部改正 平成 15 年 3 月 14 日 一部改正 平成 16 年 4 月 1 日 一部改正 平成 16 年 4 月 16 日 一部改正 平成 16 年 9 月 28 日 一部改正 平成 17 年 3 月 29 日 一部改正 <u>平成 17 年 9 月 日 一部改正</u></p> <p>第 1 条～第 16 条 (略)</p> <p>(保守契約)</p> <p>第 17 条 外国にある設備の保守(建設、設置又は改修予定の設備の建設、設置又は改修後の保守を含む。)を目的とする契約であって、当該契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃料の決済及び当該契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済の全部又は一部が不可分なもの(以下「保守契約」という。)について、保険契約を締結する場合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 約款第 3 条第 1 号のてん補危険</p> <p>イ 保険契約の申込時に船積時期及び船積金額が確定している輸出貨物等については、当該船積時期及び船積金額に基づいて保険契約を締結する。ただし、被保険者が契約の義務の</p>

履行のために必要と判断したときに船積期限及び船積金額が確定する保守契約にあっては、船積期限及び船積金額が確定していない輸出貨物等であって、保険契約締結日から3年以内に船積が見込まれる輸出貨物等についても、当該輸出貨物等の予定最終船積期限及び予定船積金額に基づき保険契約を締結する。

□ 上記イ本文及びただし書きのいずれにも該当しない輸出貨物等については、船積期限及び船積金額が確定した時に保守契約の内容変更があったものとみなす。

二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険

イ 保険契約の申込時に決済期限及び決済金額が確定している代金等については、当該決済期限及び決済金額に基づいて保険契約を締結する。

□ 保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、保守契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済が不可分のものについては、保険契約締結日から6年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該予定決済期限及び予定決済金額に基づいて保険契約を締結することとし、保険契約の締結後（内容変更が承認された場合にあっては当該承認後）保守契約に証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から6年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該最終決済予定日の1月前（当該最終決済予定日より前に保険価額に含まれる代金等の金額の決済が完了した場合は、当該決済が完了した日）に保守契約の内容変更があったものとみなす。

2 保守契約について保険契約を締結するときは、次の特約を付

履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する保守契約にあっては、船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物等であって、保険契約締結日から3年以内に船積が見込まれる輸出貨物等についても、当該輸出貨物等の予定最終船積時期及び予定船積金額に基づき保険契約を締結する。

□ 上記イ本文及びただし書きのいずれにも該当しない輸出貨物等については、船積時期及び船積金額が確定した時に保守契約の内容変更があったものとみなす。

二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険

イ 保険契約の申込時に決済期限及び決済金額が確定している代金等については、当該決済期限及び決済金額に基づいて保険契約を締結する。

□ 保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、保守契約の義務の履行に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守契約の義務の履行に必要な技術等の提供の対価の決済が不可分のものについては、保険契約締結日から6年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該予定決済期限及び予定決済金額に基づいて保険契約を締結することとし、保険契約の締結後（内容変更が承認された場合にあっては当該承認後）保守契約に証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から6年以内に到来する予定決済期限に係る代金等について、当該最終決済予定日の1月前（当該最終決済予定日より前に保険価額に含まれる代金等の金額の決済が完了した場合は、当該決済が完了した日）に保守契約の内容変更があったものとみなす。

2 保守契約について保険契約を締結するときは、次の特約を付

すものとする。

- 「 1 . 保険契約締結時に船積期限及び船積金額が確定していない輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）であって、被保険者が証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の義務の履行のために必要と判断したときに船積期限及び船積金額が確定する場合においても、当該輸出契約等の内容変更があったものとみなす。
- 2 . 保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、当該輸出契約等の義務の履行（以下「当該保守」という。）に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについて、証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から6年以内に到来する予定決済期限及び予定決済金額について、当該最終決済予定日の1月前に輸出契約等の内容変更があったものとみなす。
- 3 . 証券記載の輸出契約等において、当該保守に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済と当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについては、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険責任の開始日は、当該代金等の額が当該輸出契約等の当事者間で確認された日とする。 」

第18条～第32条（略）

（応諾テレックス等の取扱い）

すものとする。

- 「 1 . 保険契約締結時に船積時期及び船積金額が確定していない輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）であって、被保険者が証券記載の輸出契約、技術提供契約又は仲介貿易契約（以下「輸出契約等」という。）の義務の履行のために必要と判断したときに船積時期及び船積金額が確定する場合においても、当該輸出契約等の内容変更があったものとみなす。
- 2 . 保険契約の締結時に決済期限又は決済金額が確定していない代金等であって、当該輸出契約等の義務の履行（以下「当該保守」という。）に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済及び当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについて、証券記載の最終決済予定日以降に予定決済期限が到来する保険価額に含まれない代金等がある場合には、当該最終決済予定日から6年以内に到来する予定決済期限及び予定決済金額について、当該最終決済予定日の1月前に輸出契約等の内容変更があったものとみなす。
- 3 . 証券記載の輸出契約等において、当該保守に必要な輸出貨物等の代金又は賃貸料の決済と当該保守に必要な技術等の提供の対価の決済とが不可分のものについては、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、約款第3条第2号のてん補危険に係る保険責任の開始日は、当該代金等の額が当該輸出契約等の当事者間で確認された日とする。 」

第18条～第32条（略）

（電子メール等の取扱い）

第33条 保険の申込に際し、輸出契約等の相手方からの応諾テレックス、電報又はこれに準ずるもの（以下「テレックス等」という。）により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、テレックス等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。

2 輸出者等は、前項により保険契約の申込を行った場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。

3 保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。

以下略

第33条 保険の申込に際し、輸出契約等の相手方からの電子メール、電報又はこれに準ずるもの（以下「電子メール等」という。）により輸出契約等の内容について必要な事項が確認できる場合には、電子メール等の入手をもって輸出契約等の当事者間の合意が成立したものと推定する。

2 輸出者等は、前項により保険契約の申込を行った場合には、輸出契約等の相手方の応諾サインのある輸出契約書等又はそれに準ずる書類を別途入手し、保管しなければならない。

3 保険金の請求をする場合には、輸出契約等を証する前項の書類を保険金の請求に必要な他の書類とともに提出しなければならない。

以下略

附 則

この改正は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。